

調査表4-1

市区町村別集計項目(推進体制等)

熊本県	
市区町村数	45

都道府県コード	市区町村名	問1		問2-1	問2-2	男女共同参画に関する条例				男女共同参画に関する計画 (2025年4月1日現在で有効なもの)							
		担当課(室)名	所属			府内連絡会議の有無	諮詢機関の有無	問3-1 有		問3-1 無	問4-1 有			問4-1 無			
						問3-2 条例名称	問3-2 公布日(西暦)	問3-2 施行日(西暦)	問3-3 現在の状況	問4-2 計画名称	問4-2 計画期間	問4-2 女性活躍推進法との関係	問4-3 計画策定の方法	問4-4 現在の状況			
						34	42	21			41						
43 100	熊本市	男女共同参画課	1 1	1	1	熊本市男女共同参画推進条例	2008年12月24日	2009年4月1日		第2次熊本市男女共同参画基本計画	2019年4月1日	~	2028年3月31日	1	1		
43 202	八代市	人権政策課 男女共同参画推進室	1 1	1	1	八代市男女共同参画推進条例	2005年8月1日	2005年8月1日		第3次八代市男女共同参画計画	2024年4月	~	2032年3月	1	1		
43 203	人吉市	地域コミュニティ課 男女共同参画推進室	1 1	1	1	人吉市男女共同参画推進条例	2010年6月25日	2010年6月26日		第4次人吉市男女共同参画推進計画	2025年4月1日	~	2032年3月31日	1	1		
43 204	荒尾市	男女共同参画推進室	1 1	1	1	荒尾市男女が共に生きる社会づくり推進条例	2003年12月22日	2004年4月1日		第4次荒尾市男女共同参画計画	2022年4月1日	~	2027年3月31日	1	1		
43 205	水俣市	地域振興課	1 2	1	1	水俣市男女共同参画まちづくり条例	2005年9月22日	2005年11月1日		第4次水俣市男女共同参画計画	2020年4月1日	~	2027年3月31日	1	1		
43 206	玉名市	人権啓発課	1 2	1	1	玉名市男女共同参画推進条例	2005年12月27日	2005年12月27日		第4次玉名市男女共同参画計画	2023年4月1日	~	2028年3月31日	1	1		
43 208	山鹿市	人権啓発課 男女共同参画推進室	1 1	1	1	山鹿市男女共同参画推進条例	2006年9月25日	2006年10月1日		第3次山鹿市男女共同参画計画	2022年4月	~	2027年3月	1	1		
43 210	菊池市	人権啓発・男女共同参画推進課	1 1	1	1	菊池市男女共同参画推進条例	2005年3月22日	2005年3月22日		(第4次)菊池市男女共同参画計画	2022年4月1日	~	2027年3月31日	1	1		
43 211	宇土市	総務課	1 2	1	1	宇土市男女共同参画推進条例	2004年3月17日	2004年7月1日		第3次宇土市男女共同参画推進計画	2019年4月1日	~	2027年3月31日	1	1		
43 212	上天草市	市民課	1 2	1	1	上天草市男女共同参画社会推進条例	2008年9月24日	2008年10月1日		第4次上天草市男女共同参画推進計画	2023年4月1日	~	2028年3月31日	1	1		
43 213	宇城市	人権啓発課	1 2	1	1	宇城市男女共同参画推進条例	2007年9月27日	2007年10月1日		第4次宇城市男女共同参画計画	2022年4月1日	~	2027年3月31日	1	1		
43 214	阿蘇市	人権啓発課(男女共同参画)・福祉課(女性問題担当窓口)	1 2	1	1	阿蘇市男女共同参画推進条例	2007年3月27日	2007年4月1日		第3次阿蘇市男女共同参画基本計画	2020年4月1日	~	2026年3月31日	1	1		
43 215	天草市	天草市男女共同参画課	1 1	1	1	天草市男女が共に生きる社会づくり条例	2006年12月26日	2007年1月1日		第4次天草市男女共同参画計画	2023年4月1日	~	2030年3月31日	1	1		
43 216	合志市	総務課、こども家庭課	1 2	1	1	合志市男女共同参画まちづくり条例	2007年9月25日	2007年11月1日		第4次合志市男女共同参画推進行動計画	2022年4月1日	~	2027年3月31日	1	1		
43 505	美里町	総務課	1 2	1	1				2						2		
43 364	玉東町	総務課	1 2	2	1				4	第3次玉東町男女共同参画計画	2024年4月	~	2029年3月	1	1		
43 367	南関町	総務課	1 2	1	1				4	第3次南関町男女共同参画計画	2021年4月	~	2027年3月	1	1		
43 368	長洲町	総務課	1 2	1	1				4	第4次長洲町男女共同参画計画	2021年4月1日	~	2027年3月31日	1	1		
43 369	和水町	総務課	1 2	2	1				4	第3次和水町男女共同参画計画	2022年4月1日	~	2027年3月31日	1	1		
43 403	大津町	総務部 人権推進課	1 1	1	1	大津町男女共同参画推進条例	2015年3月20日	2015年4月1日		第4次大津町男女共同参画推進プラン	2022年4月1日	~	2027年3月31日	1	1		
43 404	菊陽町	人権教育・啓発課	1 2	1	1	菊陽町男女共同参画推進条例	2016年3月22日	2016年4月1日		第3期菊陽町男女共同参画計画	2025年4月1日	~	2029年3月31日	1	1		
43 423	南小国町	福祉課	1 2	2	1	南小国町男女共同参画推進条例	2013年12月18日	2013年12月18日		第3次南小国町男女共同参画計画	2024年4月1日	~	2029年3月31日	1	1		
43 401	小国町	税務住民課・隣保館	1 2	1	1	小国町男女共同参画社会推進条例	2014年12月5日	2015年1月1日							2		
43 425	産山村	産山村 住民課	1 2	1	1				4						1		
43 403	高森町	住民福祉課	1 2	1	1	高森町男女共同参画推進条例	2010年6月15日	2010年7月1日		第3次高森町男女共同参画基本計画	2024年4月1日	~	2028年3月31日	1	1		
43 432	西原村	教育委員会	2 2	2	2				4	第2期西原村男女共同参画計画	2022年4月1日	~	2027年3月31日	1	1		

都道府県コード	市区町村名	問1		問2-1	問2-2	男女共同参画に関する条例				男女共同参画に関する計画 (2025年4月1日現在で有効なもの)								
		担当課(室)名	所属			の有無	の連絡会議			問3-1 有		問3-1 無	問4-1 有					
						問3-2 条例名称	問3-2 公布日(西暦)	問3-2 施行日(西暦)	問3-3 現在の状況	問4-2 計画名称	問4-2 計画期間		問4-2 女性活躍推進法との関係	問4-3 計画策定の方法	問4-4 現在の状況			
43	433 南阿蘇村	総務課	1 2	1	1				4	南阿蘇村第3次男女共同参画推進基本計画	2023	~	2027	1	1			
43	441 御船町	福祉課	1 2	2	1				4	第3期御船町男女共同参画基本計画	2024.4.1	~	2029.3.31	1	1			
43	442 嘉島町	企画情報課	1 2	1	1				2	第3次嘉島町男女共同参画計画	2021年4月1日	~	2027年3月31日	1	1			
43	443 益城町	総務課	1 1	1	1				4	第4次益城町男女共同参画計画	2024年4月1日	~	2029年3月31日	1	1			
43	444 甲佐町	総務課	1 2	1	1				4	第3次甲佐町男女共同参画計画	2021年4月	~	2026年3月	1	1			
43	447 山都町	福祉課	1 2	2	1				4	山都町男女共同参画計画	2021	~	2025	2	1			
43	468 氷川町	総務課	1 2	1	1				4	氷川町男女共同参画計画□	2021年4月	~	2026年3月□	1	1			
43	482 芦北町	総務課	1 2	2	1				4	第4次芦北町男女共同参画計画	2024年4月1日	~	2028年3月31日	1	1			
43	484 津奈木町	総務課	1 2	1	1				4	第4次津奈木町男女共同参画プラン	2025年4月1日	~	2031年3月31日	2	1			
43	501 錦町	総務課	1 2	1	1				4	第3次錦町男女共同参画計画	2024年4月	~	2029年3月	1	1			
43	505 多良木町	生涯学習課	2 2	1	1				4	第3次多良木町男女共同参画計画	2022年4月1日	~	2026年3月31日	2	1			
43	506 湯前町	保健福祉課	1 2	2	1				4	湯前町男女共同参画計画(第3次)	2023年4月	~	2028年3月	1	1			
43	507 水上村	保健福祉課	1 2	2	2				4	水上村男女共同参画社会づくり計画	2022年4月1日	~	2027年3月31日	2	1			
43	510 相良村	企画商工課	1 2	2	1				4	相良村男女共同参画計画(第2次)	2021年4月	~	2026年3月	1	1			
43	511 五木村	総務課	1 2	2	2				2	五木村男女共同参画社会づくり計画	2022年4月	~	2027年3月	1	1			
43	512 山江村	健康福祉課	1 2	1	1	山江村男女共同参画推進条例	2011年3月18日	2011年4月1日		山江村第3期男女共同参画基本計画	2021年4月1日	~	2026年3月31日	1	1			
43	513 球磨村	総務課	1 2	1	1				4						1			
43	514 あさぎり町	企画政策課	1 2	1	1	あさぎり町男女共同参画推進条例	2023年3月8日	2023年4月1日		第3次あさぎり町男女共同参画推進基本計画	2022年4月1日	~	2026年3月31日	2	1			
43	531 荻北町	総務課	1 2	1	1				3	第3期荻北町男女共同参画計画	2022年4月1日	~	2026年3月31日	2	1			

<選択肢回答>

所属

庁内連絡会議

- 1 首長部局
2 教育委員会

1 有
2 無

事務所掌

諮詢機関

- 1 男女共同参画・女性等を名称に冠した専管課
2 1ではない

1 有
2 無

男女共同参画に関する条例

現在の状況

- 1 2025年度中(2026年3月末)までの制定を目指すに1 一体

- 2 2026年度以降の制定を目指すに検討中

- 3 その他

- 4 検討していない

男女共同参画に関する計画

女性活躍推進法の推進計画との関係

現在の状況

- 1 策定予定有

- 2 策定予定無

- 2 一体でない

計画の策定方法(総合計画の一部として策定している場合、「問4-2 計画名称」は括弧書きで表記)

- 1 単独計画として策定

- 2 総合計画の一部として策定

調査表4-2

市区町村別集計項目(総合的な施設)No. 1

熊本県

都道府県コード	市区町村名	男女共同参画・女性のための総合的な施設(2025年4月1日現在で開設済の施設)							問6-3 施設形態							問6-5 管理・運営主体						
		問6-1			問6-4 所在地等					問6-3 施設形態			問6-5 管理・運営主体									
		名称	愛称・通称	郵便番号	住所		電話番号	FAX番号	ホームページ				施設管理	事業運営	直営	指定管理者	その他	直営	指定管理者	その他		
		単独	複合	直営	指定管理者	その他	直営	指定管理者	その他													
	3									0	3	1	2	0	1	2	0					
43 100	熊本市	熊本市男女共同参画センターはもにい	はもにい	860-0862	熊本県熊本市中央区黒髪3丁目3番10号		096-345-2550	096-345-0373	http://harmony-mimoza.org/	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>											
43 202	八代市																					
43 203	人吉市																					
43 204	荒尾市																					
43 205	水俣市																					
43 206	玉名市																					
43 208	山鹿市																					
43 210	菊池市																					
43 211	宇土市																					
43 212	上天草市																					
43 213	宇城市																					
43 214	阿蘇市																					
43 215	天草市	天草市男女共同参画センター	ここらす	863-0034	熊本県天草市浄南町4番15号		0969-23-8200		http://hp.amakusa-web.jp/a0792/MyHp/Pub/	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>											
43 216	合志市																					
43 505	美里町																					
43 364	玉東町																					
43 367	南関町																					
43 368	長洲町																					
43 369	和水町																					
43 403	大津町																					
43 404	菊陽町																					
43 423	南小国町																					
43 401	小国町																					
43 425	産山村																					
43 403	高森町																					
43 432	西原村																					
43 433	南阿蘇村																					
43 441	御船町																					
43 442	嘉島町																					

都 道 府 県 コ ー ド	市 区 町 村 名	市 区 町 村 名	男女共同参画・女性のための総合的な施設(2025年4月1日現在で開設済の施設)								問6-3 施設 形態	問6-5 管理・運営主体					
			問6-1		問6-4 所在地等					問6-5 管理・運営主体			施設管理		事業運営		
			名称	愛称・通称	郵便番号	住所	電話番号	FAX番号	ホームページ	単独	複合	直営	指定管理者	その他	直営	指定管理者	その他
43	443	益城町	益城町男女共同参画センター	カタル	861-2242	熊本県上益城郡益城町木山592番地	096-237-8822		https://www.mashikimachi-kataru.com/	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>			<input type="radio"/>		
43	444	甲佐町															
43	447	山都町															
43	468	氷川町															
43	482	芦北町															
43	484	津奈木町															
43	501	錦町															
43	505	多良木町															
43	506	湯前町															
43	507	水上村															
43	510	相良村															
43	511	五木村															
43	512	山江村															
43	513	球磨村															
43	514	あさぎり町															
43	531	斧北町															

調査表4-2

市区町村別集計項目(総合的な施設)No. 2

熊本県

都道府県コード	市町名	市区町名	男女共同参画・女性のための総合的な施設(2025年4月1日現在で開設済の施設)																																				
			問6-1 名称	問6-2 設立年月日	設置根拠条例	問16		問17	問6-6 職員数(人)		問6-7 予算額(千円)	問6-8 主な事業																											
						設置根拠 2条例以外	自治体または施設 (両方を含む)と NWECとの 業務上の関わり	常勤 (雇用(任用) 期間の定めが ない職員)	非常勤 (雇用(任用) 期間の定めが ある職員)	1 連携・協働		2 広報啓発	3 講座	4 相談事業	5 実態把握	6 調査研究	7 国際交流	8 情報収集	9 苦情処理	その他																			
			3		3		14				25	19	46,539	○	○	○		○	○	○	2	3	3	1	1	1	1	2	0										
43	100	熊本市	熊本市男女共同参画センターはあもにい	1990年4月7日	○		○	○			25	19	46,539	○	○	○		○	○																				
43	202	八代市						○																															
43	203	人吉市																																					
43	204	荒尾市						○																															
43	205	水俣市																																					
43	206	玉名市						○																															
43	208	山鹿市						○																															
43	210	菊池市						○																															
43	211	宇土市						○																															
43	212	上天草市																																					
43	213	宇城市						○																															
43	214	阿蘇市																																					
43	215	天草市	天草市男女共同参画センター	2011年10月1日	○		○	○			3	1	2,107	○	○	○	○	○	○	○																			
43	216	合志市						○																															
43	505	美里町																																					
43	364	玉東町																																					
43	367	南閑町																																					
43	368	長洲町						○																															
43	369	和水町																																					
43	403	大津町						○																															
43	404	菊陽町						○																															
43	423	南小国町																																					
43	401	小国町																																					
43	425	産山村																																					
43	403	高森町																																					
43	432	西原村																																					
43	433	南阿蘇村																																					
43	441	御船町																																					
43	442	嘉島町																																					
43	443	益城町	益城町男女共同参画センター	2025年4月1日	○		○	○			7	10	18,547	○	○	○																							
43	444	甲佐町																																					
43	447	山都町																																					
43	468	氷川町																																					
43	482	芦北町																																					
43	484	津奈木町																																					

都 道 府 県 コ ー ド	市 区 町 村 名	男女共同参画・女性のための総合的な施設(2025年4月1日現在で開設済の施設)															
		問6-1 名 称	問6-2 設立年月日	問16		問17	問6-6 職員数(人)		問6-7 予算額 (千円)	問6-8 主 な 事 業							
				設置根拠 条例	設置根拠 2条例以外	自治体または施設 (両方を含む)と NWECとの 業務上の関わり	常勤 (雇用(任用) 期間の定めが ない職員)	非常勤 (雇用(任用) 期間の定めが ある職員)		1 連携 ・ 協 働	2 広 報 啓 発	3 講 座	4 相 談 事 業	5 実 態 把 握	6 調 査 研 究	7 国 際 交 流	8 情 報 収 集
43	501	錦町															
43	505	多良木町															
43	506	湯前町															
43	507	水上村															
43	510	相良村															
43	511	五木村															
43	512	山江村															
43	513	球磨村															
43	514	あさぎり町															
43	531	斧北町															

調査表4-3

市区町村別集計項目(男女共同参画に関する宣言、首長、自治会長等の状況)

熊本県

都道府県コード	市区町村名	男女共同参画に関する宣言			問5 首長、自治会長等の状況(2025年7月1日現在)														
		問7-1			市区長数	うち女性市区長数	女性比率(%)	副市区長数	うち女性副市区長数	女性比率(%)	町村長数	うち女性町村長数	女性比率(%)	副町村長数	うち女性副町村長数	女性比率(%)	自治会長数	うち女性自治会長数	女性比率(%)
		宣言年月日	宣言名称	宣言の形態															
		11			14	1	7.1	15	0	0.0	31	0	0.0	22	2	9.1	4,484	174	3.9
43 100	熊本市				1	0	0.0	2	0	0.0							913	69	7.6
43 202	八代市	2009年6月19日	八代市男女共同参画都市宣言		2	1	0.0	1	0	0.0							330	7	2.1
43 203	人吉市				1	0	0.0	1	0	0.0							89	1	1.1
43 204	荒尾市	2005年1月29日	荒尾市男女共同参画都市宣言		4	1	0.0	1	0	0.0							114	13	11.4
43 205	水俣市	2005年11月20日	水俣市男女共同参画都市宣言		1	1	0.0	1	0	0.0							26	0	0.0
43 206	玉名市				1	0	0.0	1	0	0.0							258	9	3.5
43 208	山鹿市				1	0	0.0	1	0	0.0							259	5	1.9
43 210	菊池市	2010年11月20日	菊池市男女共同参画都市宣言		1	1	0.0	1	0	0.0							210	4	1.9
43 211	宇土市				1	0	0.0	1	0	0.0							155	8	5.2
43 212	上天草市	2009年1月24日	上天草市男女共同参画都市宣言		1	1	0.0	1	0	0.0							175	4	2.3
43 213	宇城市	2007年11月21日	宇城市男女共同参画都市宣言		4	1	0.0	1	0	0.0							176	4	2.3
43 214	阿蘇市				1	1	100.0	1	0	0.0							117	1	0.9
43 215	天草市	2007年2月17日	天草市男女共同参画都市宣言		1	1	0.0	1	0	0.0							360	10	2.8
43 216	合志市	2008年1月26日	合志市男女共同参画都市宣言		1	1	0.0	1	0	0.0							87	5	5.7
43 505	美里町										1	0	0.0	1	0	0.0	63	0	0.0
43 364	玉東町										1	0	0.0	0	0		15	1	6.7
43 367	南関町										1	0	0.0	1	0	0.0	73	2	2.7
43 368	長洲町										1	0	0.0	0	0		37	3	8.1
43 369	和水町										1	0	0.0	1	1	100.0	66	0	0.0
43 403	大津町	2011年2月6日	大津町男女共同参画都市宣言		1						1	0	0.0	1	0	0.0	66	4	6.1
43 404	菊陽町	2012年1月28日	菊陽町男女共同参画都市宣言		1						1	0	0.0	1	0	0.0	62	5	8.1
43 423	南小国町										1	0	0.0	0	0		32	1	3.1
43 401	小国町										1	0	0.0	0	0				
43 425	産山村										1	0	0.0	1	0	0.0	5	0	0.0
43 403	高森町										1	0	0.0	1	0	0.0	35	0	0.0
43 432	西原村										1	0	0.0	1	1	100.0	48	2	4.2
43 433	南阿蘇村										1	0	0.0	1	0	0.0	37	0	0.0
43 441	御船町										1	0	0.0	1	0	0.0	79	0	0.0
43 442	嘉島町										1	0	0.0	0	0		13	0	0.0
43 443	益城町	2009年9月15日	益城町男女共同参画都市宣言		2						1	0	0.0	1	0	0.0	68	2	2.9
43 444	甲佐町										1	0	0.0	1	0	0.0	50	1	2.0
43 447	山都町										1	0	0.0	1	0	0.0	133	1	0.8
43 468	氷川町										1	0	0.0	1	0	0.0			
43 482	芦北町										1	0	0.0	1	0	0.0	84	1	1.2
43 484	津奈木町										1	0	0.0	1	0	0.0	22	0	0.0
43 501	錦町										1	0	0.0	1	0	0.0	26	0	0.0
43 505	多良木町										1	0	0.0	1	0	0.0	47	2	4.3
43 506	湯前町										1	0	0.0	1	0	0.0	23	0	0.0
43 507	水上村										1	0	0.0	0	0				
43 510	相良村										1	0	0.0	0	0		18	1	5.6
43 511	五木村										1	0	0.0	0	0		25	5	20.0

都道府県 コ ロ ド	市区町村 コ ロ ド	市區 町 村 宣 言 年 月 日	男女共同参画に関する宣言				問5 首長、自治会長等の状況(2025年7月1日現在)														
			問7-1				長等の状況(2025年7月1日現在)														
			宣 言 の 形 態	宣 言 名 称	市 区 長 数	市 区 長 数	うち 女性 市 区 長 数	女 性 比 率 (%)	副 市 区 長 数	市 区 長 数	うち 女性 副 市 区 長 数	女 性 比 率 (%)	村 長 数	村 長 数	うち 女性 村 長 数	女 性 比 率 (%)	副 町 村 長 数	町 村 長 数	うち 女性 副 町 村 長 数	女 性 比 率 (%)	自 治 会 長 数
43	512	山江村											1	0	0.0	0	0		16	2	12.5
43	513	球磨村											1	0	0.0	1	0	0.0	21	0	0.0
43	514	あさぎり町											1	0	0.0	1	0	0.0			
43	531	芥北町											1	0	0.0	1	0	0.0	51	1	2.0

<選択肢回答>

男女共同参画に関する宣言

宣言の形態

- 1 首長声明
- 2 議会の議決
- 3 庁内連絡会議の決定
- 4 その他

調査表4-4

市区町村別集計項目(審議会委員への女性の登用)No1

熊本県

調査時点コード 1 2025年4月1日 2 その他

都道府県コード	市町村名	目標設定の対象である審議会等の目標及び現状値						問8-2 目標設定の対象である審議会等の範囲						問9 地方自治法(第202条の3)に基づく審議会等における登用状況						問10 地方自治法(第180条の5)に基づく委員会等における登用状況						問9-1		調査時点コード					
		問8-1			問8-2									(再掲)市町村防災会議(委員のみ)		(再掲)市町村防災会議(会長を含む)							問8 目標設定の対象である審議会等の目標及び現状値		その他	問9 地方自治法(第202条の3)に基づく審議会等における登用状況	その他	問10 地方自治法(第180条の5)に基づく委員会等における登用状況	その他	その他			
		目標値(%)	目標達成期限	目標値	審議会等数	うち女性を含む委員数	総委員数	うち女性等数委員	女性比率(%)	審議会等数	うち女性を含む委員数	総委員数	うち女性等数委員	女性比率(%)	委員会等数	うち女性を含む委員数	総委員数	うち女性等数委員	女性比率(%)	総委員数	うち女性委員数	女性比率(%)	問8 目標設定の対象である審議会等の目標及び現状値	その他	問9 地方自治法(第202条の3)に基づく審議会等における登用状況	その他	問10 地方自治法(第180条の5)に基づく委員会等における登用状況	その他	その他				
43 100	熊本市	2028年3月	40%~60%	166	147	2,363	779	33.0	法律・条例・規則(規程)、要綱に基づき設置しているもの	1,026	886	14,848	3,833	25.8	222	136	1,261	252	20.0	1,689	211	12.5	1,734	212	12.2	問8 目標設定の対象である審議会等の目標及び現状値	その他	問9 地方自治法(第202条の3)に基づく審議会等における登用状況	その他	問10 地方自治法(第180条の5)に基づく委員会等における登用状況	その他	その他	
43 202	八代市	40.0	2032年3月	60	57	851	310	36.4	地方自治法第180条の5に基づく委員会等、地方自治法第202条の3に基づく審議会等及びその他要領等に基づく委員会等	38	38	544	192	35.3	6	3	65	9	13.8	54	9	16.7	55	9	16.4	2	2025年3月31日	2	2025年3月31日	2	2025年3月31日	2	2025年3月31日
43 203	人吉市	35.0	2032年3月	38	33	525	103	19.6	地方自治法第202条の3に基づく審議会等	37	32	501	95	19.0	6	3	27	5	18.5	34	2	5.9	35	2	5.7	2	2025年3月31日	2	2025年3月31日	2	2025年3月31日	2	2025年3月31日
43 204	荒尾市	35.0	2027年3月	67	58	1,015	352	34.7	地方自治法第202条の3に基づく審議会等	37	31	447	140	31.3	6	4	36	7	19.4	32	6	18.8	33	6	18.2	2	2025年3月31日	2	2025年3月31日	2	2025年3月31日	2	2025年3月31日
43 205	水俣市	35.0	2027年3月	22	20	268	59	22.0	地方自治法第202条の3に基づく審議会等の女性の登用 地方自治法第180条の5に基づく審議会等の女性の登用	20	18	217	46	21.2	5	2	27	3	11.1	42	5	11.9	43	5	11.6	2	2025年3月31日	2	2025年3月31日	2	2025年3月31日	2	2025年3月31日
43 206	玉名市	35.0	2028年3月	57	49	968	261	27.0	地方自治法202条の3、地方自治法180条の5、玉名市の要綱等に基づく審議会等	45	39	829	213	25.7	6	5	37	8	21.6	39	6	15.4	40	6	15.0	2	2025年3月31日	2	2025年3月31日	2	2025年3月31日	2	2025年3月31日
43 208	山鹿市	40.0	2027年3月	54	53	900	282	31.3	2027年3月までに全体で40%、個別で35%以上	47	47	853	269	31.5	6	5	35	7	20.0	36	4	11.1	37	4	10.8	2	2025年3月31日	2	2025年3月31日	2	2025年3月31日	2	2025年3月31日
43 210	菊池市	35.0	2027年3月	48	43	589	171	29.0	地方自治法第202条の3に基づく審議会等(広域を除く)	48	42	589	171	29.0	6	5	36	11	30.6	33	7	21.2	34	7	20.6	2	2025年3月31日	2	2025年3月31日	2	2025年3月31日	2	2025年3月31日
43 211	宇土市	35.0	2026年3月	41	32	505	136	26.9	地方自治法(第202条の3)に基づく審議会等	41	32	505	136	26.9	6	3	28	7	25.0	33	7	21.2	34	7	20.6	2	2025年3月31日	2	2025年3月31日	2	2025年3月31日	2	2025年3月31日
43 212	上天草市	30.0	2028年3月	24	21	260	65	25.0	「地方自治法(第202条の3)に基づく審議会等」「地方自治法(第180条の5)に基づく委員会等」「その他要綱に基づく委員会、協議会、推進会等」	24	21	260	65	25.0	5	1	36	2	5.6	29	1	3.4	30	1	3.3	2	2025年3月31日	2	2025年3月31日	2	2025年3月31日	2	2025年3月31日
43 213	宇城市	30.0	2027年3月	51	44	1,216	273	22.5	市の審議会や委員会等あらゆる分野	35	31	770	184	23.9	5	4	30	9	30.0	40	10	25.0	41	10	24.4	2	2025年3月31日	2	2025年3月31日	2	2025年3月31日	2	2025年3月31日
43 214	阿蘇市	30.0	2026年3月	34	30	476	103	21.6	市の審議会や委員会等あらゆる分野	27	23	374	74	19.8	5	3	32	6	18.8	34	1	2.9	35	2	5.7	2	2025年3月31日	2	2025年3月31日	2	2025年3月31日	2	2025年3月31日
43 215	天草市	35.0	2030年3月	50	45	692	196	28.3	「地方自治法(第202条の3)に基づく審議会等」「地方自治法(第180条の5)に基づく委員会等」「その他要綱に基づく委員会、協議会、推進会等」	45	40	538	145	27.0	5	4	28	9	32.1	49	8	16.3	50	8	16.0	2	2025年3月31日	2	2025年3月31日	2	2025年3月31日	2	2025年3月31日
43 216	合志市	40.0	2027年3月	56	50	794	247	31.1	「地方自治法(第202条の3)に基づく審議会等」「地方自治法(第180条の5)に基づく委員会等」「その他要綱に基づく委員会、協議会、推進会等」	29	25	418	115	27.5	5	4	28	9	32.1	39	5	12.8	40	5	12.5	2	2025年3月31日	2	2025年3月31日	2	2025年3月31日	2	2025年3月31日
43 205	美里町			12	0	209	54	25.8		19	14	291	35	12.0	4	4	22	6	27.3	40	4	10.0	41	4	9.8	2	2025年3月31日	2	2025年3月31日	2	2025年3月31日	2	2025年3月31日
43 364	玉町			0	0	0	0	0		9	8	72	14	19.4	5	3	24	6	25.0	14	1	7.1	15	1	6.7	2	2025年3月31日	2	2025年3月31日	2	2025年3月31日	2	2025年3月31日
43 367	南関町	35.0	2026年3月	15	14	162	51	31.5	「地方自治法(第202条の3)に基づく審議会・協議会及びその他要綱・規則等により設置されている審議会・協議会等」	15	14	162	51	31.5	5	3	24	5	20.8	33	3	9.1	34	3	8.8	2	2025年3月31日	2	2025年3月31日	2	2025年3月31日	2	2025年3月31日
43 368	長洲町	40.0	2027年3月	36	32	432	137	31.7	「地方自治法(第202条の3)に基づく審議会・協議会及びその他要綱・規則等により設置されている審議会・協議会等」	16	15	158	48	30.4	5	4	32	8	2														

調査表4-4

市区町村別集計項目(審議会委員への女性の登用)No2(広域圏で設置している審議会等)

熊本県

都道府県コード	市町村名	目標設定の対象である審議会等の目標及び現状値						目標設定の対象である審議会等の範囲			問9 地方自治法(第202条の3)に基づく審議会等における登用状況						問10 地方自治法(第180条の5)に基づく委員会等における登用状況						(再掲)市町村防災会議(委員のみ)			(再掲)市町村防災会議(会長を含む)		
		目標値(%)	目標年度	審議会等数	うち女性を含む委員数	総委員数	うち女性等性委員	女性比率(%)	審議会等数	うち女性を含む委員数	総委員数	うち女性等性委員	女性比率(%)	委員会等数	うち女性を含む委員数	総委員数	うち女性等性委員	女性比率(%)	総委員数	うち女性等性委員	女性比率(%)	総委員数	うち女性等性委員	女性比率(%)	総委員数	うち女性等性委員	女性比率(%)	

都道府県コード	市町村名	目標設定の対象である審議会等の目標及び現状値					目標設定の対象である審議会等の範囲		問9 地方自治法(第202条の3)に基づく審議会等における登用状況				問10 地方自治法(第180条の5)に基づく委員会等における登用状況				(再掲)市町村防災会議(委員のみ)		(再掲)市町村防災会議(会長を含む)					
		目標値(%)	目標年度	審議会等数	うち女を性含む委員数	総委員数	うち女性委員	女性比率(%)	審議会等数	うち女を性含む委員数	総委員数	うち女等性委員	女性比率(%)	委員会等数	うち女を性含む委員数	総委員数	うち女等性委員	女性比率(%)	総委員数	うち女性委員	女性比率(%)	総委員数	うち女性委員	女性比率(%)
	氷川町								0	0	0	0	0.0	1	1	4	1	25.0						
	芦北町								0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0.0						
	津奈木町								0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0.0						
	錦町								0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0.0						
	多良木町								0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0.0						
	湯前町								0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0.0						
	水上村								0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0.0						
	相良村								0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0.0						
	五木村								0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0.0						
	山江村								0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0.0						
	球磨村								0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0.0						
	あさぎり町								0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0.0						
	芦北町								1	1	126	50	39.7	0	0	0	0	0.0						

調査表4-4

市区町村別集計項目(女性公務員の登用)

熊本県

調査時点コード 1 2025年4月1日 2 その他

都道府県コード	市区町村名	問11-1 管理職の在職状況																		問11-2 職務上の地位別職員在職状況										問11-2			問11-5 本庁の防災・危機管理部局への配置状況					問11-5												
		うち一般行政職						うち一般行政職						うち一般行政職						うち一般行政職						うち一般行政職			うち管理職数																					
		管理職総数	うち管理職数	女性比率	うち管理職総数	うち女性職員数	女性比率(%)	部局長相当職	うち女性数	女性比率(%)	部局長相当職	うち女性数	女性比率(%)	次長相当職	うち女性数	女性比率(%)	次長相当職	うち女性数	女性比率(%)	課長補佐相当職	うち女性数	女性比率(%)	課長補佐相当職	うち女性数	女性比率(%)	係長相当職	うち女性数	女性比率(%)	係長相当職	うち女性数	女性比率(%)	調査時点コード	その他	防災・危機管理部局職員数	うち女性数	女性比率(%)	うち女性数	女性比率(%)	調査時点コード	その他										
43 100	熊本市	501	83	16.6	361	54	15.0	31	3	9.7	27	2	7.4	139	15	10.8	104	11	10.6	331	65	19.6	230	41	17.8	899	222	24.7	554	112	20.2	1,547	520	33.6	782	266	34.0	1		27	6	22.2	7	0	0.0	1				
43 202	八代市	125	18	14.4	99	11	11.1	12	2	16.7	12	2	16.7	32	2	6.3	27	2	7.4	81	14	17.3	60	7	11.7	216	65	30.1	167	38	22.8	126	42	33.3	78	26	33.3	1		12	2	16.7	2	0	0.0	1				
43 203	人吉市	37	1	2.7	32	0	0.0	7	0	0.0	6	0	0.0	7	0	0.0	6	0	0.0	23	1	4.3	20	0	0.0	27	5	18.5	22	4	18.2	48	13	28.3	41	12	29.3	1		4	1	25.0	1	0	0.0	1				
43 204	荒尾市	61	22	36.1	31	4	12.9	9	1	11.1	5	0	0.0	5	2	40.0	3	0	0.0	47	19	40.4	23	4	17.4	40	9	22.5	30	6	20.0	74	35	47.3	31	9	29.0	1		9	1	11.1	2	0	0.0	1				
43 205	水俣市	61	9	14.8	28	3	10.7	8	1	12.5	3	0	0.0	4	0	0.0	0	0	0.0	49	8	16.3	25	3	12.0	63	21	33.3	41	9	22.0	236	113	47.9	106	39	36.8	1		5	1	20.0	2	0	0.0	1				
43 206	五条市	58	4	6.9	42	3	7.1	11	0	0.0	2	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	47	4	8.5	40	3	7.5	64	15	23.4	61	12	19.7	156	74	47.4	132	62	47.0	1		5	0	0.0	1	0	0.0	1				
43 208	山鹿市	89	14	15.7	59	7	11.9	13	2	15.4	8	1	12.5	9	3	33.3	6	1	16.7	67	9	13.4	45	5	11.1	64	24	37.5	44	10	22.7	95	36	37.9	73	20	27.4	1		6	1	16.7	2	0	0.0	1				
43 210	菊池市	63	11	17.5	56	7	12.5	6	1	14.3	6	0	0.0	12	2	16.7	10	1	10.0	44	8	18.2	40	6	15.0	50	13	26.0	42	10	23.8	53	15	28.3	45	13	28.9	1		6	0	0.0	2	0	0.0	1				
43 211	宇土市	47	11	23.4	42	10	23.8	7	0	0.0	6	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	40	11	27.5	36	10	27.8	23	10	43.5	18	8	44.4	40	10	25.0	32	8	25.0	1		5	1	20.0	1	0	0.0	1				
43 212	上天草市	32	3	9.4	32	3	9.4	6	0	0.0	6	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	26	3	11.5	26	3	11.5	34	7	20.6	32	5	15.6	46	7	15.2	1		5	0	0.0	1	0	0.0	1							
43 213	宇城市	55	8	14.5	49	7	14.3	9	0	0.0	9	0	0.0	9	0	0.0	15	2	13.3	14	2	14.3	31	6	19.4	26	5	19.2	71	30	42.3	59	23	39.0	20	3	15.0	23	4	17.4	1		6	1	16.7	1	0	0.0	1	
43 214	阿蘇市	28	3	10.7	28	3	10.7	6	0	0.0	6	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	22	3	13.6	22	3	13.6	33	9	27.3	28	4	14.3	51	15	29.4	45	8	17.8	1		6	0	0.0	1	0	0.0	1				
43 215	天草市	120	21	17.5	75	4	5.3	28	0	0.0	21	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	92	21	22.8	54	4	7.4	90	12	13.3	76	8	10.5	300	109	36.3	220	68	30.9	1		5	0	0.0	1	0	0.0	1				
43 216	会志市	43	5	11.6	33	3	9.1	11	1	9.1	10	1	10.0	1	0	0.0	0	0	0.0	31	4	12.9	23	2	8.7	61	20	32.8	57	16	28.1	59	27	45.8	56	25	44.6	1		8	1	12.5	1	0	0.0	1				
43 205	美里町	14	2	14.3	12	2	16.7	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	14	2	14.3	12	2	16.7	0	0	0.0	0	0	0.0	30	9	33.3	1		4	0	0.0	0	0.0	0.0	1							
43 364	玉東町	13	0	0.0	12	0	0.0	1	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	12	0	0.0	11	0	0.0	17	12	70.6	16	12	75.0	16	7	43.8	15	7	46.7	1		3	0	0.0	1	0	0.0	1				
43 367	南関町	11	3	27.3	11	3	27.3	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	11	3	27.3	11	3	27.3																									

調査表4-5
市区町村別集計項目(地方自治体職員の通称使用・市区町村議会の議員の両立支援体制に関する調査)

熊本県

調査時点 [議会関係は2025年7月1日(その他2025年4月1日)]

市 区 町 村 議 会 の 議 員 の 両 立 支 援 体 制 に 関 す る 調 査										
都道府県名	市町名	議会名	問12-1	問12-2	問12-3	問12-4	問12-5	問12-6	問12-7	
熊本市	熊本市	熊本市議会	問11-3及び4 職員の通称又は旧姓の使用を認めていますか。	1. 明記した規定があり、認めている。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がない、運用上認めていない。 4. 明記した規定がない、過去に使用した事例が判明したこと	左記で、1.を選択した場合 該当部分の条文(本文)を記入してください。	問12-1で1.を選択した場合、 該当部分の条文(本文)を記入してください。	問12-1で1.を選択した場合、 該当部分の条文(本文)を記入してください。	問12-5で1.を選択した場合、 該当部分の条文(本文)を記入してください。	議員の仕事と生活の両立の観点からの欠席事由について、以下の事項について1~4のいずれか一つに○をつけてください。 1.個別の各事由を明記した規定がある。 2.個別の各事由を明記した規定はないが、解説又は運用上認めている。 3.個別の各事由を明記した規定がない、解説又は運用上も認めっていない。 4.個別の各事由を明記した規定がない、過去に事例がない。 (2及び3の場合を除く。)	
八代市	八代市	八代市議会	27	1の合計	44	0	38	1	40 41 40 40 41 23	
			6	2の合計	0	35	6	43	2 2 2 2 1	
			1	3の合計	1	7		0	1 1 1 1 0	
			11	4の合計	0	2		2 1 2 1 0		
人吉市	人吉市	人吉市議会	熊本市職員旧姓使用取扱要綱 第2条 職員は、市長の承認を受けて、法令等の規定に反するおそれのない専ら職員間で使用している文書、軽易な文書等で職務遂行上又は事務処理上誤解や混亂を招くおそれのないものにおいて、旧姓を使用することができる。	熊本市議会	1	2	熊本市議会議規則 第1条 議員は、出産のため出席に応ずることができないときは、前項の規定による届出に際し、出産予定期の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして提出することができる。	2	1 1 1 1 1 1	
八代市	八代市	八代市議会	八代市職員旧姓使用取扱規程 第2条 職員は、市長の承認を受けて、法令、条例等の規定に抵触するおそれのなく、職務遂行上支障がないと認められる文書等に限り、旧姓を使用することができる。	八代市議会	1	2	八代市議会議規則 第2条第2項 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定期の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2	1 1 1 1 1 1	
荒尾市	荒尾市	荒尾市議会	人吉市職員旧姓使用取扱要項 (旧姓使用の承認申請) 第2条 職員は、旧姓を使用するときは、旧姓使用承認申請書(様式第1号)により、あらかじめ任命権者の承認を受けなければならない。	人吉市議会	1	2	人吉市議会議規則 第2条 議員は、公務、疾病、育児、介護、配偶者の出産補助その他やむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。 2 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定期の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2	1 1 1 1 1 1	
水俣市	水俣市	水俣市議会	荒尾市職員旧姓使用取扱要綱 (旧姓使用の承認申請) 第3条 職員は、旧姓を使用しようとするときは、旧姓使用承認申請書(様式第1号)によりあらかじめ任命権者の承認を受けなければならない。 2 前項の旧姓使用承認申請書は、原則として、荒尾市職員服務規程(平成7年訓令甲第5号)第21条の規定による身上異動の届出に添えて、所属長を経て任命権者に提出するものとする。	荒尾市議会	1	2	荒尾市議会議規則 (欠席の届出) 第2条 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定期の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2	1 1 1 1 1 1	
玉名市	玉名市	玉名市議会	水俣市職員旧姓使用取扱要綱 第3条 職員は、法令に違反しない範囲内及び総務企画部長が職務遂行上又は事務処理上誤解や混亂を生じるおそれのない文書や名札等において、旧姓等を使用を行うことができる。	水俣市議会	1	2	水俣市議会議規則 第2条第2項 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定期の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2	1 1 1 1 1 1	
山鹿市	山鹿市	山鹿市議会	玉名市職員旧姓使用取扱要綱 (趣旨) 第1条 この要綱は、議員が婚姻、養子縁組その他の事由によって戸籍上の氏を改めた後も、以前使用していた氏(以下「旧姓」という。)を職場において使用することに關し必要な事項を定めるものとする。 (適応職員) 第2条 この要綱は、地方公務員法(昭和25年法律第261号)第3条第2項に規定する一般職に属する地方公務員(以下「職員」という。)に適用する。 (旧姓使用的届出) 第3条 旧姓をしようとする職員は、あらかじめ旧姓使用届(様式第1号)を所属長を経て任命権者に届け出なければならない。	山鹿市議会	1	2	玉名市議会議規則 (欠席の届出) 第2条 議員は、公務、疾病、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他やむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。 2 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定期の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2	1 1 1 1 1 1	
菊池市	菊池市	菊池市議会	山鹿市職員旧姓使用取扱要綱 第1条 この要綱は、議員が互いに個性を尊重し、能力を發揮しやすい職場環境の整備を図るために、職員が婚姻、養子縁組その他の事由によって戸籍上の氏を改めた後も、以前使用していた氏(以下「旧姓」という。)を職場において使用することに關し必要な事項を定めるものとする。	菊池市議会	1	3	山鹿市議会議規則 (欠席の届出) 第2条の2 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定期の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2	1 1 1 1 1 1	

市 区 町 村 議 会 の 議 員 の 両 立 支 援 体 制 に 関 す る 調 査																					
都 道 府 県 コ ド	市 区 町 村 名	市 区 町 村	問11-3及び4 職員の通称又は旧姓の使用を認めていますか。		問12-1 議員の出産を欠席事由として明記した規定(産休を含む)があるか。	問12-2 問12-1で1.を選択した場合、取得したことが可能な休業期間は、次のうちどれか。	問12-3 問12-1で1.を選択した場合、出産による産前産後期間の明記はあるか。	問12-4 問12-3で1.を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	問12-5 問12-1で1.を選択した場合、休暇期間の報酬について減額の規定はあるか。	問12-6 問12-5で1.を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	問12-7 議員の仕事と生活の両立の観点からの欠席事由について、以下の事由について1~4のいずれか一つに○をつけてください。 1.個別の各事由を明記した規定がある。 2.個別の各事由を明記した規定はないが、解釈又は運用上認めている。 3.個別の各事由を明記した規定がない、解釈又は運用上も認めっていない。 4.個別の各事由を明記した規定がなく、過去に事例がない。 (2及び3の場合を除く。)										
			1. 明記した規定があり、認めている。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定なく、運用上も認めている。 4. 明記した規定なく、過去に使用した事例も判断したこと	左記で、1.を選択した場合 該当部分の条文(本文)を記入してください。	議 会 名	1. 明記した規定がある。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定なく、運用上も認めている。 4. 明記した規定なく、過去に事例がない。	1. 労働基準法65条の産前産後期間よりも短い。 2. 労働基準法65条の産前産後期間と同等。 3. 労働基準法65条の産前産後期間よりも長い。 4. 期間の定めはない。	1. 産前産後期間を明記した規定がある。 2. 産前産後期間を明記した規定はない。	1. あり 2. なし 3. その他	その他具体例	配偶者の出産	育児	家族の看護	家族の介護	疾病	その他					
43 211	宇土市	1	宇土市職員旧姓使用取扱要綱 第1条 この要綱は、職員が互いに個性を尊重し、能力を発揮しやすい職場環境の整備を図るため、職員が妊娠、養子縁組その他の事由によって戸籍上の氏を改めた後も、以前使用していた氏(以下「旧姓」という。)を職場において使用することについて定めるものとする。	宇土市議会	1	3	1	宇土市議会会議規則 第2条第2項 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定期日の8週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2				1	1	1	1	1	1			
43 212	上天草市	2	上天草市議会会議規則 第2条 2. 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定期日の6週間(多児妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	上天草市議会	1	2	1					1	1	1	1	1	1				
43 213	宇城市	1	○宇城市職員旧姓使用取扱要綱 平成18年1月25日 訓令第1号 ○宇城市職員旧姓使用取扱要綱 平成18年1月25日 訓令第1号第1条 この要綱は職員が互いに個性を尊重し、能力を発揮しやすい職場環境の整備を図るため、職員が妊娠、養子縁組その他の事由によって戸籍上の氏を改めた後も、以前使用していた氏(以下「旧姓」という。)を職場において使用することについて定めるものとする。○宇城市立学校職員旧姓使用取扱要綱 平成17年1月15日 教委訓令第4号第1条 この訓令は、職員が互いに個性を尊重し、能力を発揮しやすい職場環境の整備を図るため、職員が妊娠、養子縁組その他の事由によって戸籍上の氏を改めた後も、以前使用していた氏(以下「旧姓」という。)を職場において使用することについて定めるものとする。	宇城市議会	1	3	1	宇城市議会会議規則 第2条第2項 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定期日の8週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2				1	1	1	1	1	1			
43 214	阿蘇市	1	阿蘇市職員旧姓使用取扱要綱 (旧姓使用の承認申請) 第3条 職員は、旧姓を使用しようとするときは、旧姓使用承認申請書(様式1号)により、あらかじめ任命権者の承認を受けなければならない。 2. 前項の申請書は、所属長を経由して任免権者に提出するものとする。 (承認) 第4条 任命権者は、旧姓の使用を承認しようとするときは、あらかじめ市長と協議するものとする。 2. 任命権者は、旧姓の使用を承認したときは、旧姓使用承認通知書(様式2号)により、所属長を経由して当該職員に通知するものとする。 3. 任命権者は、前項の承認通知に併せて、旧姓使用職員台帳(様式3号)に承認の内容を記載するものとする。	阿蘇市議会	1	2	1	阿蘇市議会会議規則 (欠席の届出)第2条 2. 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定期日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2				1	1	1	1	1	1			
43 215	天草市	1	天草市職員旧姓使用取扱要綱 第1条 この要綱は、職員が互いに個性を尊重し、能力を発揮しやすい職場環境の整備を図るため、職員が妊娠、養子縁組その他の事由によって戸籍上の氏を改めた後も、以前に使用していた氏(以下「旧姓」という。)を職場において使用することに關し必要な事項を定めるものとする。	天草市議会	1	2	1	天草市議会会議規則 (欠席の届出) 2. 議員は、公務、疾病、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他やむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。 2. 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定期日の6週間(多児妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2				1	1	1	1	1	1			
43 216	合志市	1	合志市職員旧姓使用取扱要綱 (趣旨) 第1条 この要綱は、職員が互いに個性を尊重し、能力を発揮しやすい職場環境の整備を図るため、職員が妊娠、養子縁組その他の事由によって戸籍上の氏を改めた後も、以前使用していた氏(以下「旧姓」という。)を職場において使用することに關し必要な事項を定めるものとする。	合志市議会	1	4	2				合志市議会議員の議員報酬等の特例に関する条例 (議員報酬の減額) 第3条 議員が自己都合、疾病その他の事由により、議員活動を引き続き長期休止したときの議員報酬は、当該議員の議員報酬から、市議会の会議等を欠席した日から市議会の会議等に出席した日の前日までの期間(以下「議員活動休止期間」という。)に応じて、当該議員の報酬に次の率に定めた減額の割合を乗じて得た額を減じた額とする。 議員活動休止期間額の割合 90日を超える180日以内100分の20 180日を超える365日以内100分の30 365日を超える期間100分の50 2. 前項の規定は、議員活動休止期間が90日を超える日の属する月(その日の初日であるときは、その日の属する月)以降、市議会の会議等に出席した日の属する月(その日の初日であるときは、その日の属する月の前月)まで適用する。 (期末手当の減額) 第4条 6月1日及び12月1日(以下これらの日を「基準日」という。)の前6月以内の期間において、議員報酬が減額支給された月があるときの期末手当は、当該議員の期末手当から、議員活動休止期間に応じて、当該議員の期末手当に前条第1項の表に定める減額の割合を乗じて得た額を減じた額とする。 2. 基準日の前6月以内の期間において、議員報酬の減額の割合が異なる場合は、減額の割合の高い方の割合を適用する。 (適用除外) 第5条 次の各号に掲げる事由により議員活動を引き続き長期休止したときは、前2条の規定は適用しない。 (1) 公務上の災害等 (2) 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号) 第18条第1項に規定する患者又は無症状原発育者となつた場合 (3) 議員の出産(労働基準法(昭和22年法律第49号)第65条第1項又は第2項(ただし書きを除く。)に規定する期間の範囲内とする。) (4) 議会活動を長期にわたってしないことがやむを得ないと議長が認める事由	1				1	1	1	1	1	1
43 348	美里町	2	美里町議会会議規則 第2条第2項 前項の規定にかかるわざ、議員が出席のため出席できないときは、出産予定期日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	美里町議会	1	2	1					1	1	1	1	1	1				
43 364	玉東町	1	玉東町職員旧姓使用取扱要綱 第3条(旧姓使用の承認申請)職員は、旧姓を使用しようとするときは、旧姓使用承認申請書により、あらかじめ町長の承認を受けなければならない。	玉東町議会	1	2	1	玉東町議会会議規則 第2条 2. 議員は、公務、傷病、出産、育児、看護、介護、配偶者の主産補助その他やむを得ない事由のために出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。 2. 前項の規定にかかるわざ、議員が出席のため出席できないときは、出産予定期日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2				1	1	1	1	1	1			

市 区 町 村 議 会 の 議 員 の 南 立 支 援 体 制 に 関 す る 調 査												
都 道 府 県 コ ド	市 区 町 村 名	問11-3及び4 職員の通称又は旧姓の使用を認めていますか。	議 会 名	問12-1 謙員の出産を欠席事由として明記した規定(産休を含む)があるか。	問12-2 1.を選択した場合、取扱ったことが可能な休業期間は、次のうちどれか。	問12-3 1.を選択した場合、出産による産前産後期間の明記はあるか。	問12-4 1.を選択した場合、出産による産前産後期間と同様である。	問12-5 1.を選択した場合、休暇期間の報酬について減額の規定はあるか。	問12-6 1.を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	問12-7 謙員の仕事と生活の両立の観点からの欠席事由について、以下の事由について1~4のいずれか一つに○をつけてください。 1.個別の各事由を明記した規定がある。 2.個別の各事由を明記した規定はないが、解釈又は運用上認めている。 3.個別の各事由を明記した規定がない、解釈又は運用上も認めっていない。 4.個別の各事由を明記した規定がなく、過去に事例がない。 (2及び3の場合を除く。)		
43 367	南関町	4	南関町議会	1	2	1	南関町議会会議規則 第2条第2項 前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2			1 1 1 1 1	
43 368	長洲町	4	長洲町議会	1	2	1	長洲町議会会議規則 (欠席の届出) 第二条 議員は、公務、傷病、出産、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他やむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。 2.前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2			1 1 1 1 1	
43 369	和水町	4	和水町議会	1	2	1	和水町議会会議規則(第二条第二項) 2.前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2			1 1 1 1 1	
43 403	大津町	1	大津町議員旧姓使用取扱要綱 第1条 この要綱は、大津町職員が互いに個性を尊重し、能力を発揮しやすい職場環境の整備を図るため、職員が婚姻、養子縁組その他の事由によって戸籍上の氏を改めた後も、以前使用していた氏(以下「旧姓」という。)を職場において使用することについて定めるものである。	大津町議会	1	2	1	大津町議会会議規則(第2条第2項) 前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2			1 1 1 1 1
43 404	菊陽町	1	菊陽町議員旧姓使用取扱要綱 第1条 この要綱は、職員が互いに個性を尊重し、能力を発揮しやすい職場環境の整備を図るために、職員が婚姻、養子縁組その他の事由によって戸籍上の氏を改めた後も、以前使用していた氏(以下「旧姓」という。)を職場において使用することを定めたものである。	菊陽町議会	1	2	1	菊陽町議会会議規則 第2条第2項 前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2			1 1 1 1 1
43 423	南小国町	1	南小国町議員旧姓使用取扱要綱 この要綱は、職員が互いに個性を尊重し、能力を発揮しやすい職場環境の整備を図るために、職員が婚姻、養子縁組その他の事由によって戸籍上の氏を改めた後も、以前使用していた氏(以下「旧姓」という。)を職場において使用することについて定めるものとする。	南小国町議会	1	2	1	南小国町議会会議規則 第2条 議員は、公務、傷病、出産、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他やむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。 2.前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2			1 1 1 1 1 2
43 424	小国町	1	小国町議員旧姓使用取扱要綱 第1条第1項第1号 この要綱は、職員が互いに個人を尊重し、能力を発揮しやすい職場環境の整備を図るために、職員が婚姻、養子縁組その他の事由によって戸籍上の氏を改めた後も、以前使用していた氏(以下「旧姓」という。)を職場において使用することについて定めるものとする。	小国町議会	3					3 3 3 3 3		
43 425	産山村	4	産山村議会	1	4	1	産山村議会会議規則 (欠席の届出)2.前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2			1 1 1 1 1	
43 428	高森町	1	高森町議員旧姓使用取扱要項 第1条 この要項は職員が互いに個性を尊重し、能力を発揮しやすい職場環境のし日を図るために、職員が婚姻、養子縁組その他の事由によって戸籍上の氏を改めた後も、以前使用していた氏(以下「旧姓」という。)を職場において使用することについて必要な事項を定めるものとする。	高森町議会	1	2	1	高森町議会会規則 第2条 2.前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2			4 1 4 4 1
43 432	西原村	2	西原村議会	1	3	1	西原村議会会議規則 (欠席の届出)第2条 議員は、公務、傷病、出産、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他やむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の会議時刻までに議長に届け出なければならない。 2.前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)全の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2			1 1 1 1 1	
43 433	南阿蘇村	1	南阿蘇村議員旧姓使用取扱要綱 第2条 職員は、法令及び条例等の規定に反するおそれのない専ら組織内部で使用している文書、軽易な文書等(以下「文書等」という。)で職務遂行上又は事務処理上支障がないものにおいて、旧姓を使用することができる。	南阿蘇村議会	1	2	1	南阿蘇村議会会議規則 第2条 議員は、公務、傷病、出産、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他やむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。 2.前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2			1 1 1 1 1
43 441	御船町	1	御船町議員旧姓使用取扱要綱 第2条 職員は、旧姓を使用するときは、旧姓使用承認申請書(様式第1号)によりあらかじめ町長の承認を受けなければならない。	御船町議会	1	2	1	御船町議会会議規則 第2条 2.前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2			1 1 1 1 1

市 区 町 村 議 会 の 議 員 の 南 立 支 援 体 制 に 関 す る 調 査											
都 道 府 県 コ ド	市 区 町 村 名	市 区 町 村	議 会 名	問12-1 議員の出産を欠席事由として明記した規定(産休を含む)があるか。	問12-2 1.を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	問12-3 1.を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	問12-4 1.を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	問12-5 1.を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	問12-6 1.を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	問12-7 議員の仕事と生活の両立の観点からの欠席事由について、以下の事由について1~4のいずれか一つに○をつけてください。 1.個別の各事由を明記した規定がある。 2.個別の各事由を明記した規定はないが、解釈又は運用上認めている。 3.個別の各事由を明記した規定がない、解釈又は運用上も認めっていない。 4.個別の各事由を明記した規定がなく、過去に事例がない。 (2及び3の場合を除く。)	
43 442	嘉島町	3	嘉島町議会	1	2	1	嘉島町議会議規則 第2条 議員は、公務、傷病、出産、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。 2.前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2			1 1 1 1 1
43 443	益城町	1	益城町議会	1	2	1	益城町議会議規則 (欠席の届出) 第2条 議員は、公務、傷病、出産、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。 2.前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2			1 1 1 1 1
43 444	甲佐町	4	甲佐町議会	1	2	1	甲佐町議会議規則 第2条 議員は、公務、傷病、出産、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。 2.前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2			1 1 1 1 1
43 447	山都町	2	山都町議会	1	2	2	水川町議員旧姓使用取扱規程 (趣旨) 第1条 この訓令は、互いに個性を尊重し、能力を發揮しやすい職場環境の整備を図るため、職員が結婚、養子縁組その他の事由によって戸籍上の氏を改めた後にも、以前使用していた氏(以下「旧姓」という。)を職場において使用することについて定めるものとする。 (旧姓の承認申請) 第4条 職員は、旧姓を使用しようとするときは、旧姓使用承認申請書(様式第1号)により、あらかじめ所属長を経由して町長の承認を受けなければならない。 2.前項の旧姓使用承認申請書は、原則として、氏名変更前に添えて、町長に提出するものとする。 (承認) 第4条 町長は、旧姓の使用を承認したときは、旧姓使用承認通知書(様式第2号)により、所属長を経由して当該職員に通知するものとする。 2.町長は、前項の承認通知に併せて、旧姓使用職員台帳(様式第3号)に承認の内容を記載するものとする。 (旧姓の中止) 第4条 旧姓を使用している職員は、旧姓の使用を中止しようとするときは、旧姓使用中止届(様式第4号)を所属長を経由して町長に提出しなければならない。 (旧姓の文書等) 第4条 旧姓を使用することができる文書等は、法令等に抵触するおそれが無く、職務遂行上支障がないと認められるもので、別表第1に掲げるものとする。 2.旧姓を使用することができない文書等は、次の各号のいずれかに該当するもので、別表第2に掲げるものとする。 (1)職員の身分に係るもの (2)職員の権利義務に係るもので、他に与える影響が大きいもの (3)職員が職務上作成するもので、他に与える影響が大きいもの (4)公権力の行使に係るもの (職員及び所属長の責務) 第4条 旧姓を使用する職員は、旧姓を使用するに当たっては、町民に対して、又は職場内において誤解や混乱を生じさせないように努めなければならない。 2.所属長は、所属職員の旧姓の使用に関し、適切な運用が図られるよう努めなければならない。	2			1 1 1 1 1
43 468	水川町	1	水川町議会	1	2	1	水川町議会議規則 第2条第2項 2.前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2			1 1 1 1 1
43 482	芦北町	1	芦北町議会	1	2	1	芦北町議会議規則 (欠席の届出) 第2条 議員は、公務、傷病、出産、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。 2.前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2			1 1 1 1 1
43 484	津奈木町	2	津奈木町議会	1	3	2				2 2 2 2 2	

市 区 町 村 議 会 の 議 員 の 南 立 支 援 体 制 に 関 す る 調 査																	
都 道 府 県 コ ド	市 区 町 村 名	市 区 町 村	問 11-3 及び 4 職員の通称又は旧姓の使用を認めていますか。		問 12-1 謙員の出産を欠席事由として明記した規定(産休を含む)があるか。	問 12-2 1. を選択した場合、出産した場合、出産による産前産後期間は、次のうちどれか。	問 12-3 1. を選択した場合、出産による産前産後期間は、次のうちどれか。	問 12-4 1. 明記した規定がある。2. 明記した規定はないが、運用上認めている。3. 明記した規定なく、運用上も認めている。4. 明記した規定なく、過去に使用した事例も判断したこと。	問 12-5 1. 明記した場合、出産による産前産後期間を明記した規定がある。2. 産前産後期間と同様。3. 労働基準法65条の産前産後期間よりも長い。4. 期間の定めはない。	問 12-6 1. あり 2. なし 3. その他	問 12-7 1. 議員の仕事と生活の両立の観点からの欠席事由について、以下の事由について1~4のいずれか一つに○をつけてください。 1. 個別の各事由を明記した規定がある。2. 個別の各事由を明記した規定はないが、解釈又は運用上認めている。3. 個別の各事由を明記した規定がないが、解釈又は運用上も認めていない。4. 個別の各事由を明記した規定がなく、過去に事例がない。(2及び3の場合を除く。)						
43 501	錦町	4		錦町議会	1	2	1	錦町議会会議規則 (欠席の届出) 第2条 議員は、公務、傷病、出産、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。 2. 前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあつては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2				1	1	1	1	1
43 505	多良木町	1	多良木町職員の旧姓使用取扱いに関する要綱 第3条 職員が旧姓を使用することができるものは、次の各号のすべてに該当するものであつて、おむね別表第1に掲げるものとする。 (1) 法令上特別な効果を生じるおそれがないか、かつ、職員の同一性の確認が容易にできるもの (2) 法務遂行上又は事務処理上誤解又は混乱を招くおそれのないもの	熊本県多良木町議会	1	2	1	多良木町議会会議規則 第2条 前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあつては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2				1	1	1	1	1
43 506	湯前町	1	湯前町職員旧姓使用取扱い要項 (目的) 第1条 この要項は、職員が互いに個性を尊重し、能力を発揮しやすい職場環境の整備を図るため、婚姻、養子縁組その他の事由によって戸籍上の氏を改めた職員が、改姓前の氏(以下「旧姓」という。)を職場において使用することに關し必要な事項を定めることを目的とする。	湯前町議会	1	2	1	湯前町議会会議規則 (欠席の届出) 第2条 議員は、公務、傷病、出産、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。 2. 前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあつては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2				1	1	1	1	1
43 507	水上村	4			1	3	2		2				4	4	4	4	4
43 510	相良村	4		相良村議会	1	3	2		2				2	2	2	2	2
43 511	五木村	2			1	2	1	五木村議会会議規則 (欠席の届出) 第2条 議員は、公務、傷病、出産、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。 2. 前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあつては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2				1	1	1	1	1
43 512	山江村	4		山江村議会	1	2	1	山江村議会会議規則 第2条 議員は、公務、傷病、出産、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。 2. 前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあつては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2				1	1	1	1	1
43 513	球磨村	4		球磨村議会	1	2	1	球磨村議会会議規則 (欠席の届出) 第2条 議員は、公務、傷病、出産、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。 2. 前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあつては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2				1	1	1	1	1
43 514	あさぎり町	4	芭北町職員旧姓使用取扱い要綱 第1条 この要綱は、職員が婚姻、養子縁組その他の事由によって戸籍上の氏を改めた後も、以前に使用していた氏(以下「旧姓」という。)を職場において使用することに關し必要な事項を定めるものとする。 第2条 この要綱は、芭北町に勤務する一般職に属する職員(再任用職員を含む。)に適用する。ただし、臨時に任用される職員を除く。	あさぎり町議会	1	2	2	芭北町議会会議規則 第2条 議員は、公務、傷病、出産、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。 2. 前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあつては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2				1	1	1	1	1
43 531	芭北町	1		芭北町議会	1	2	1		2				1	1	1	1	1

調査表4-5
市区町村別集計項目(市区町村議会の議員の両立支援体制に関する調査)

熊本県

都 市 市 区 府 県 村 町 コ ド ド 名	市 区 市 区 府 縣 村 町 村 村 名	市 区 町 村 議 会 の 議 員 の 両 立 支 援 体 制 に 関 す る 調 査												地域防災計画や避難所運営に関する指針(手続き・ガイドラインを含む)における具体的な役割			災害対策本部への女性の配置状況			研修の実施状況																																																																																																																																																																																																																										
問12-8													問12-9													問12-10													問12-11													問12-12													問12-13													問12-14													問12-15													問12-16													問12-17													問12-18													問13													問13-1													問14			問15																																																																		
議員が現地で用いる保育施設等が議会に設置または提供されているか。													問12-10で1.を選択した場合、行っている取組みは、次のうちらどれか。													問12-11で1.を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。													問12-12で1.を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。													問12-13で1.を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。													問12-14で1.を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。													問12-15で1.を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。													問12-16で1.を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。													問12-17で1.を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。													問12-18で1.を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。													問13で1.を選択した場合、該当部分の規定を記入してください。													問13-1で1.を選択した場合、該当部分の規定を記入してください。													問14			問15																																																																															
1. 人員及び場所の設置または提供がされている。(臨時のものも含む) 2. 保育に必要な場所の設置または提供がされている。(臨時のものも含む) 3. 設置または提供の予定である。 4. なし													1. 専用の場所が設置されている。 2. 行っていない。(常設のものも含む) 3. 設置または提供がされている。(臨時のものも含む) 4. 設置または提供する予定である。 4. なし													1. 行っている。 2. 行っていない。 3. 行っておらず、今後、取り組む予定もない。 4. なし													1. 研修において利用している。 2. 研修において利用していない又は現地研修を行つておらず、今後、取り組む予定もない。 3. 研修において利用する予定がある。 4. なし													1. 行っている。 2. 行っていない。 3. 行っておらず、今後、取り組む予定ある。 4. なし													1. 行っている。 2. 行っていない。 3. 行っておらず、今後、取り組む予定ある。 4. なし													1. 行っている。 2. 行っていない。 3. 行っておらず、今後、取り組む予定ある。 4. なし													1. 行っている。 2. 行っていない。 3. 行っておらず、今後、取り組む予定ある。 4. なし													1. 行っている。 2. 行っていない。 3. 行っておらず、今後、取り組む予定ある。 4. なし													1. 行っている。 2. 行っていない。 3. 行っておらず、今後、取り組む予定ある。 4. なし													1. 行っている。 2. 行っていない。 3. 行っておらず、今後、取り組む予定ある。 4. なし													1. 行っている。 2. 行っていない。 3. 行っておらず、今後、取り組む予定ある。 4. なし													1. 行っている。 2. 行っていない。 3. 行っておらず、今後、取り組む予定ある。 4. なし													1. 行っている。 2. 行っていない。 3. 行っておらず、今後、取り組む予定ある。 4. なし													1. 行っている。 2. 行っていない。 3. 行っておらず、今後、取り組む予定ある。 4. なし													1. 行っている。 2. 行っていない。 3. 行っておらず、今後、取り組む予定ある。 4. なし													1. 行っている。 2. 行っていない。 3. 行っておらず、今後、取り組む予定ある。 4. なし													1. 行っている。 2. 行っていない。 3. 行っておらず、今後、取り組む予定ある。 4. なし													1. 行っている。 2. 行っていない。 3. 行っておらず、今後、取り組む予定ある。 4. なし				

